

答 申 第 53 号

令和4年10月12日

仙台市教育委員会 御中
(教育局教育人事部教職員課扱い)

仙台市個人情報保護審議会
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和4年3月18日付けR3教教第3469号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第62号

- (1) 『前学校長への質問状(苦情)』における『不適切な道徳の授業』及び『不適切な道徳の授業によって、噂となり吹聴いじめが発生したこと』等々に関連する質問項目(道徳に関連する質問全て)について、〇〇中学校や市教委内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録(発言者名も全て)、「当該事案は、明らかにいじめ防止対策推進法に係る『いじめの重大事態が発生したケース』として取り扱うべき事案であるにも関わらず、〇〇中学校内や市教委内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録(発言者名も全て)」及び「当該事案については確実に『懲戒規定に該当の案件』であるにも関わらず、これまでの市教委会議や打合せ等において『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録(発言者名も全て)」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (2) 『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』の1頁に記載のある教員による指導の件『〇〇のことを仲間外れ(学級の仲間と捉えず排除を行う)にしたこと』『体罰(不適切な行為及び言動)やいじめを助長する行為を行ったこと』等々に係る事実確認後、加害教員に対しての事情聴取結果(なぜ仲間外れにしたのか?他生徒らの温かい気持ちを遮ってまで、なぜ排除したのか?)等について、学校及び市教委が作成した文書作成に係る会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録』及び「その後発生した二次被害についての詳細(『噂となったこと』『吹聴いじめが発生したこと』『〇〇が心を痛めてしまったこと』『その後別室登校さえもできなくなり、完全に不登校となってしまったこと』)等々について、学校及び市教委が、当方からの申告を受け事実確認を行い作成した文書及び会議録等文書

又はそれらの保有する関係文書記録」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (3) 「『証明書発行についてのお願い1』で、事実証明書の発行について依頼をした。しかし、平成〇年〇月〇日付教育長回答書では、『要望には応じられない旨回答いたします。』と回答があった。当方では、いじめ被害生徒〇〇〇〇の『指導要録記載に係る個人情報訂正請求』を行うために、必要となる証明の発行を依頼しているのである。そして、仙台市教育委員会（教職員課）と当方において確認し共有できた事実について、事実証明書の発行を依頼しているのである。市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」、「当該事案は、明らかにいじめ防止対策推進法に係る『いじめの重大事態が発生したケース』として取り扱うべき事案であるにも関わらず、市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案については、継続して放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」及び「当該事案については確実に『懲戒規定に該当の案件』であるにも関わらず、これまでの市教委（教職員課）内の会議や打合せ等において『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (4) 「『証明書発行についてのお願い2』で、事実証明書の発行について依頼をした。しかし、平成〇年〇月〇日付教育長回答書では、『要望には応じられない旨回答いたします。』と回答があった。当方では、いじめ被害生徒〇〇〇〇の『指導要録記載に係る個人情報訂正請求』を行うために、必要となる証明の発行を依頼しているのである。そして、仙台市教育委員会（教職員課）と当方において確認し共有できた事実について、事実証明書の発行を依頼しているのである。市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」、「当該事案は、明らかにいじめ防止対策推進法に係る『いじめの重大事態が発生したケース』として取り扱うべき事案であるにも関わらず、市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案については、継続して放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」及び「当該事案については確実に『懲戒規定に該当の案件』であるにも関わらず、これまでの市教委（教職員課）内の会議や打合せ等において、『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (5) 「『告発状1 体罰や不適切な指導及び言動等の事案について』で、仙台市教育委員会教職員課に対して告発を行い、『仙台市教育委員会職員に係る懲戒処分の基準』の規定に沿った対応を求めた。しかし、平成〇年〇月〇日付け教育長回答書では、『要求には応じられない旨回答いたします。』と回答があった。市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」、「当該事案は、明らかにいじめ防止対策推進法に係る『いじめの重大事態が発生したケース』として取り扱うべき事案であるにも関わらず、市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案については、継続して放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」及び「当該事案については確実に『懲戒規定に該当の案件』であるにも関わらず、これまでの市教委（教職員課）内の会議や打合せ等において、『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 53 号
(諮問第 62 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、請求人を本人とする以下の(1)から(5)までの個人情報（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 31 年 2 月 12 日付け個人情報非開示決定及び平成 31 年 3 月 5 日付け個人情報非開示決定（以下「原処分」という。）を行ったことについて、その処分の取消しを求めたものである。

- (1) 「『前学校長への質問状（苦情）』における『不適切な道徳の授業』及び『不適切な道徳の授業によって、噂となり吹聴いじめが発生したこと』等々に関連する質問項目（道徳に関連する質問全て）について、〇〇中学校や市教委内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」、「当該事案は、明らかにいじめ防止対策推進法に係る『いじめの重大事態が発生したケース』として取り扱うべき事案であるにも関わらず、〇〇中学校内や市教委内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」及び「当該事案については確実に『懲戒規定に該当の案件』であるにも関わらず、これまでの市教委会議や打合せ等において『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」
- (2) 「『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』の 1 頁に記載のある教員による指導の件『〇〇のことを仲間外れ（学級の仲間と捉えず排除を行う）にしたこと』『体罰（不適切な行為及び言動）やいじめを助長する行為を行ったこと』等々に係る事実確認後、加害教員に対しての事情聴取結果（なぜ仲間外れにしたのか？他生徒らの温かい気持ちを遮ってまで、なぜ排除したのか？）等について、学校及び市教委が作成した文書作成に係る会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録」及び「その後発生した二次被害についての詳細（『噂となったこと』『吹聴いじめが発生したこと』『〇〇が心を痛めてしまったこと』『その後別室登校さえもできなくなり、完全に不登校となってしまったこと』）等々について、学校及び市教委が、当方からの申告を受け事実確認を行い作成した文書及び会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録」
- (3) 「『証明書発行についてのお願い 1』で、事実証明書の発行について依頼をした。しかし、平成〇年〇月〇日付教育長回答書では、『要望には応じられない旨回答いたします。』と回答があった。当方では、いじめ被害生徒〇〇〇〇の『指導要録記載に係る個人情報訂正請求』を行うために、必要となる証明の発行を依頼しているのである。そして、仙台市教育委員会（教職員課）と当方において確認し共有できた事実について、事実証明書の発行を

依頼しているのである。市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」、「当該事案は、明らかにいじめ防止対策推進法に係る『いじめの重大事態が発生したケース』として取り扱うべき事案であるにも関わらず，市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案については，継続して放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」及び「当該事案については確実に『懲戒規定に該当の案件』であるにも関わらず，これまでの市教委（教職員課）内の会議や打合せ等において『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」

- (4) 「『証明書発行についてのお願い2』で，事実証明書の発行について依頼をした。しかし，平成〇年〇月〇日付教育長回答書では，『要望には応じられない旨回答いたします。』と回答があった。当方では，いじめ被害生徒〇〇〇〇の『指導要録記載に係る個人情報訂正請求』を行うために，必要となる証明の発行を依頼しているのである。そして，仙台市教育委員会（教職員課）と当方において確認し共有できた事実について，事実証明書の発行を依頼しているのである。市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」、「当該事案は，明らかにいじめ防止対策推進法に係る『いじめの重大事態が発生したケース』として取り扱うべき事案であるにも関わらず，市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案については，継続して放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」及び「当該事案については確実に『懲戒規定に該当の案件』であるにも関わらず，これまでの市教委（教職員課）内の会議や打合せ等において，『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」
- (5) 「『告発状1 体罰や不適切な指導及び言動等の事案について』で，仙台市教育委員会教職員課に対して告発を行い，『仙台市教育委員会職員に係る懲戒処分の基準』の規定に沿った対応を求めた。しかし，平成〇年〇月〇日付け教育長回答書では，『要求には応じられない旨回答いたします。』と回答があった。市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」、「当該事案は，明らかにいじめ防止対策推進法に係る『いじめの重大事態が発生したケース』として取り扱うべき事案であるにも関わらず，市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案については，継続して放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」及び「当該事案については確実に『懲戒規定に該当の案件』であるにも関わらず，これまでの市教委（教職員課）内の会議や打合せ等において，『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書，反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は，概ね次のように要約できる。

- (1) 「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号 80）には，道徳の授業について，「α教諭は，他生徒が〇〇への対応について担任へ尋ねた際，『〇〇さん分は除いて良い』

と話した記憶はあると話している」と記載されており、これは教員主導によるいじめ及びいじめを助長する行為があったことを証明するものである。請求人側はこのことを再三問い合わせているが、実施機関からはこれまでに合理的な回答や謝罪を一度も受けていないため、「本事案について放置・隠蔽を行う」と決めた会議が行われ、その記録が存在するはずである。

- (2) 担任教諭による道徳の授業における不適切な指導とそのことによりいじめが助長されたことについて、請求人側は実施機関に再三問い合わせているため、実施機関が聴き取り調査を行うことは社会通念に照らして考えても当然であり、その記録が存在するはずである。
- (3) 「証明書発行についてのお願い1」及び「証明書発行についてのお願い2」において、教員によるいじめ及びそのことにより吹聴いじめが発生したことを事実として認める証明書の発行を依頼したが、要望には応じられない旨の回答があった。証明書発行を求めた内容は請求人側と実施機関との間で確認し共有できた事実であるのだから、要望に応じられないということは、社会通念に照らし合わせてみても、当該事案について実施機関が「本日まで放置・隠蔽してきた」と客観的に解釈できる。よって、実施機関内の会議及び打合せなどにおいて「本事案について放置・隠蔽を行う」等と決めた会議記録が存在するはずである。
- (4) 担任教諭による道徳の授業における不適切な指導とそのことによりいじめが助長されたこと、担任教諭によるその他の不適切な指導及び主幹教諭による暴言等について、これまでも再三問い合わせを行ってきたが、詳細な回答書等を受け取っていないため、平成〇年〇月〇日付け「告発状1『体罰や不適切な指導及び言動』等の事案について」において対応を求めたが、実施機関からは要求に応じられない旨の回答があった。請求人側が要求した不適切な指導及び言動を行った職員への処分について、実施機関が事情聴取等を行い記録に残すことは教職員の一般的な業務であり、それが行われなかったということは、社会通念に照らし合わせてみても、当該事案について実施機関が「本日まで放置・隠蔽してきた」と客観的に解釈できる。よって、実施機関内の会議及び打合せなどにおいて「本事案について放置・隠蔽を行う」等と決めた会議記録が存在するはずである。
- (5) 教員によるいじめ及びそのことにより吹聴いじめが発生した当該事案については、明らかにいじめ防止対策推進法に係る「いじめの重大事態が発生したケース」として取り扱うべき事案かつ「懲戒規定に該当の案件」であり、請求人側はこのことを再三問い合わせているため、実施機関が聴き取り調査を行い、記録に残すことは社会通念に照らして考えても当然である。
- (6) 請求人が開示請求をした文書は条例上の非開示情報には該当しないため、当然開示されるべきである。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

- (1) 対象個人情報のうち2(1)に対応する部分について

請求人は、当時の担任教諭による道徳の授業における不適切な指導によりいじめが助長さ

れたと主張している。

本件については、実施機関は、「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」(開示資料番号 80)、「平成〇年〇月〇日付けの教育長名の文書」(開示資料番号 6)、「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」(開示資料番号 95)及び「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」(開示資料番号 7)のとおり、請求人の父からの訴えを受け聴き取り調査を行ったうえで、その結果を記録した文書を作成し、その内容を請求人の父に対し回答している。なお、これらの文書は、本件とは別途なされた請求人からの請求に基づき、既に開示している。

また、請求人は担任教諭による不適切な指導により吹聴いじめが発生したと主張しているが、上記の調査においてその事実は確認できず、また、請求人の在学時に訴えもなかったことから、実施機関は、そのような事実はないと認識している。いずれの事案についても、請求人の父からの訴えを受けて行った聴き取り調査により、経緯や既に謝罪が済んでいたことまたは事実が存在しないことを確認しており、その後請求人の父から繰り返し行われた申立においても、再調査が必要と思われるような新たな事実が示されることもなかったことから、改めての調査は行っていない。

請求人はこれらの事案について、いじめ防止対策推進法に係る「いじめの重大事態が発生したケース」に該当すると主張しているが、いじめ防止対策推進法は、第2条において、いじめを「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義しており、教員による行為は同法上のいじめには該当しないものである。

実施機関の事実認識は以上のとおりであり、これらの事案について放置・隠蔽を行うと決めた会議は開催しておらず、当該会議に係る記録等も不存在である。

(2) 対象個人情報のうち2(2)に対応する部分について

当該事案に係る実施機関の認識は上記(1)のとおりであり、別途なされた請求人からの請求に基づき、既に開示している資料を除いて、当該事案に係る文書は作成しておらず、不存在である。

(3) 対象個人情報のうち2(3)及び(4)に対応する部分について

当該事案に係る実施機関の認識は上記(1)のとおりであり、請求人側が平成〇年〇月〇日付「証明書発行についてのお願い1」及び同日付「証明書発行についてのお願い2」にて実施機関に対し事実であると認めるよう要求している内容が当該認識とかけ離れたものであることから、当該要望には応じられない旨回答したものである。

上記(1)のとおり、当該事案について放置・隠蔽を行うと決めた会議は開催しておらず、当該会議に係る記録等も不存在である。

(4) 対象個人情報のうち2(5)に対応する部分について

平成〇年〇月〇日付け「告発状1 体罰や不適切な指導及び助言等の事案について」における請求人の主張のうち、当時の担任教諭による道徳の授業における不適切な指導と、その

ことによりいじめが助長されたとされることに係る実施機関の認識は上記(1)のとおりである。

当時の担任教諭によるその他の不適切な指導及び主幹教諭による暴言に係る部分については「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」(開示資料番号 95)に記載のとおり、校長が確認の上平成〇年〇月〇日に請求人の父に電話にて説明を行っている。

その他、いずれの事案についても、上記(1)で述べたとおり請求人の父からの訴えを受けて行った聴き取り調査により、経緯や既に謝罪が済んでいたことまたは事実が存在しないことを確認しており、また、その後請求人の父から繰り返し行われた申立においても、再調査が必要と思われるような新たな事実が示されることもなかったことから、改めての調査は行っていない。

これらの事案がいじめ防止対策推進法に係る「いじめの重大事態が発生したケース」に該当するとの主張についても、上記(1)で述べたとおり教員による行為は同法上のいじめには該当しないものと認識している。

実施機関の事実認識は以上のとおりであり、これらの事案について放置・隠蔽を行うと決めた会議は開催しておらず、当該会議に係る記録等も不存在である。

5 背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月、担任教諭はクラスの生徒にクラスの集合写真を印刷した年賀状を送付したが、当該集合写真には請求人が写っていなかった。
- (2) 平成〇年〇月〇日、担任教諭は道徳の時間に、クラスの生徒が仲間に伝えたいメッセージを書き、それを花束に見立てて互いに贈り合うという授業を行ったが、このとき他の生徒から別室にいた請求人の分をどうするか尋ねられた担任教諭は、「請求人の分は除いてよい」と話した。また、当該メッセージの一部は、同月〇日付けで発行された学級だよりにまとめられてクラスの生徒に配布されたが、請求人が書いたもの、あるいは請求人に対するものは掲載がなかった。
- (3) 平成〇年〇月〇日付けで、請求人の父から担任教諭の請求人への対応等について事実関係の調査及び謝罪等を求める文書が提出された。これを受け〇〇中学校は、請求人の父の訴えと学校としての事実認識を対照表の形でまとめた「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」(開示資料番号 80)を作成し、教育相談課に報告を行った。教育相談課では、この報告を基に「平成〇年〇月〇日付けの教育長名の文書」(開示資料番号 6)により請求人の父に対し回答を行い、当該回答書には、担任教諭による不適切な指導については謝罪済みであること、教頭について信用失墜行為に該当するような行為は確認できなかったことを記載した。
- (4) 平成〇年〇月〇日付けで、請求人の父から、教頭がいじめの重大事態としての対応を怠ったとして、これは職務怠慢・職務放棄に該当すると主張する文書が送付された。これを受

け〇〇中学校は、回答書の作成のため、請求人の父からの訴えとそれに対する学校としての事実認識、これまでの請求人とのやり取りの経過等をまとめた「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号 95）を作成した。当該文書には、学校側の事実認識として、「教員による児童等への行為は、いじめ防止対策推進法上のいじめには該当しない」こと、「教員によるいじめを前提とした請求人の父の主張は失当であり、教頭の対応に職務怠慢・職務放棄に該当するものはないと考えている」ことを記載した。その後当該文書を基に「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号 7）を作成し、請求人の父及び母に送付した。

- (5) 平成〇年〇月〇日付けで、請求人の父から、道徳の時間における担任教諭による不適切な指導及びそれにより吹聴いじめが発生したこと等に関する「前学校長への質問状(苦情)」がメールにて提出された。実施機関では請求人の父からのメールには基本的に回答しておらず、内容についても従前の主張が繰り返されるものであったことから、本件については対応していない。
- (6) 平成〇年〇月〇日付けで、請求人の父から、教員による不適切な指導及び言動によりいじめが助長されたこと等を主張する「告発状 1 体罰や不適切な指導及び言動等の事案について」が提出された。これに対し実施機関では平成〇年〇月〇日付け「回答書」により、要望に応じられない旨を回答した。
- (7) 平成〇年〇月〇日付けで、請求人の父から担任教諭がいじめを助長する行為を行ったことにより吹聴いじめが発生したことについて証明書の発行を要求する「証明書発行についてのお願ひ 1」及び「証明書発行についてのお願ひ 2」が提出された。これに対し実施機関では平成〇年〇月〇日付け「回答書」により、証明書の発行はできない旨を回答した。

6 審議会の判断

(1) 対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は作成しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らしても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第 48 条第 4 項の規定に基づき、実施機関に対し以下のとおり見分調査を行った。

ア 教職員課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 55 号から同第 57 号までの審議の過程、また、請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号まで並びに同第 53 号及び同第 54 号の審議の過程で、請求人及びその家族への対応に関係する全ての記録を確認した。

イ 教育相談課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号までの審議の過程で、請求人の兄及びその家族（請求人を含む）への対応に関係する全て

の記録を確認した。

ウ ○○中学校に保管されている一連のファイル及び同校が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る、当審議会への諮問第 38 号から同第 40 号までの審議の過程で、請求人への対応に関係する全ての記録を確認した。

これら全ての調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には、本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

(2) 結論

以上のおりであるから、冒頭のおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 62 号)

年 月 日	内 容
令和 4. 3. 18	・ 諮問を受けた
4. 3. 22	・ 実施機関（教育局教育人事部教職員課）から弁明書の提出を受けた
4. 3. 25 ～ 4. 3. 27	・ 請求人から反論書の提出を受けた
4. 3. 29 (令和3年度第10回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
4. 4. 18	・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
4. 6. 2 (令和4年度第1回 個人情報保護審議会)	・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
4. 6. 28 (令和4年度第2回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った